

提 言 書

平成26年11月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 内 堀 雅 雄

新潟県知事 泉 田 裕 彦

目 次

1. 農政改革等について……………1
2. 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化について……3
3. 御嶽山噴火災害を踏まえた火山防災対策の強化について……………5
4. 土砂災害対策の推進について……………6
5. 整備新幹線の建設促進について……………7
6. 高速交通ネットワークの整備促進について……………8
7. 社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設について…9
8. 建設コストの高騰に対する支援について……………10
9. 燃料価格高騰対策について……………11
10. 医師確保対策について……………12
11. 総合的な少子化対策及び女性活躍支援の推進について……………14
12. 拉致問題の早期解決について……………16

農政改革等について

北海道・東北地方の農業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、我が国の食料の安定供給や、国土及び環境保全などの面で重要な役割を果たしています。

こうした中、この度の一連の農政改革等は、農業を基幹産業とする北海道・東北地方に大きな影響を及ぼすものであり、国は、生産現場に混乱を来すことのないよう、引き続き十分に配慮するとともに、農業者が将来への不安を払拭し、展望を持って営農できるよう農業の競争力強化・体質強化に向けた施策を重点的に推進していく必要があります。

また、生産条件が不利なことなどにより、規模拡大も容易に進めることができない中山間地域に対しては支援策を拡充するとともに、今後とも、農業協同組合等の関係団体等がこれまでに担ってきた役割・機能を十分に踏まえ、さらに向上させるものでなければなりません。

こうしたことから、次のことについて提言します。

1. 農地中間管理事業は、国が打ち出した新たな農業・農村政策のうち、構造改革を加速する重要な政策であることから、各都道府県に設置する農地中間管理機構がその機能を十分発揮でき、かつ、生産現場が混乱しないように、機構集積協力金や機構が行う基盤整備等の事業制度の運用方針を示すとともに、必要な予算を確実に交付すること。

また、平成 26 年産米の大幅な価格下落による担い手の営農意欲や規模拡大意欲の減退が懸念されており、農地利用の集積・集約化にも大きな影響を来すことも危惧されることから、担い手による再生産を可能とするため、地代を適切な水準に設定できるよう、機構に貸し付けた農地について固定資産税を非課税とすること。

さらに、競争力の高い担い手を確保し農地利用の集積・集約化を推進するため、担い手が規模拡大等を行う際の初期投資に対するリスクを軽減するための新たな支援策を創設すること。

2. 今回の農政改革等や地方創生の実現に向けた地域の意欲的・先駆的な取組を後押しするため、地方の裁量で数年間取り組むことができる農業振興のための新たな基金制度を創設すること。
3. 米の生産者や集荷業者等が行う、需要に応じた生産への取組の具体的な内容について早期に提示するとともに、円滑な制度移行のために必要な取組を実施すること。
4. 米価下落対策について、将来にわたって安定的な稲作経営が行えるよう、豊作等による米の需給変動を補正する新たな仕組みを構築するとともに、収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充等、万全なセーフティネットを構築すること。
5. 経営所得安定対策等については、主食用米から非主食用米等への生産がより一層誘導され、これまで以上に地域の裁量を発揮できる制度に改善するとともに、安定した財源を確保すること。
6. 生産条件が不利な中山間地域が有する多面的機能の発揮という観点に加え、社会政策的観点も含め、十分な所得を確保するための公的なサポートを拡充すること。
7. 農業協同組合等の見直しに係る関係法令の改正に当たっては、農業者、農業団体、地域住民など関係者の意見を広く聞き、関係団体が自ら実施する改革内容を尊重するとともに、今後とも、農業協同組合等がそれぞれ異なる地域の特性を活かした農業・農村振興や食料供給等を通じて、その機能を十分に果たすことが出来るような内容とすること。
8. 一連の農政改革等に関する制度等の構築や見直しに当たっては、国が責任を持って財源を確保するとともに、地域の実情に即して、地方が裁量を発揮できるよう十分に配慮すること。

林業・木材産業の成長産業化に向けた 施策の充実・強化について

林業・木材産業は、我が国の山村地域を支える基幹産業として発展し、地域経済の活性化や雇用の確保に大きく寄与してきました。また、森林は、水資源のかん養、国土の保全など、生活環境を支える多様で大切な役割を果たしていますが、近年、各地で豪雨による災害が多発しており、こうした災害の防止に向けて、森林の公益的機能を維持・向上させていくことの重要性がますます高まっています。

これに加えて、近年、山村地域では、人口減少と高齢化が進み、木材の利用が進まず、手入れの不足した森林が増加するなど、木材等生産機能を含めた森林の多面的機能や山村地域の活力の低下が懸念されています。

こうした中、平成21年度の国産材の需要拡大や林業事業者の経営基盤強化を目的とした「森林整備加速化・林業再生基金」の創設により、スギやカラマツなど、人工林を主体とする森林の適正な整備や、産出された木材の有効利用が進み、我が国の木材自給率は、平成20年の24.0%から平成25年には28.6%と上昇しつつあります。

また、政府は、本年6月に「日本再興戦略」を閣議決定し、豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を進めることとしています。

については、こうした取組を一層加速し、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるとともに、森林資源を「森の恵み」、「森のエネルギー」として積極的に活かすことにより、地域に新たな雇用を生み出し、持続可能な地域経済の基盤を確立していくため、次の事項について強く要望します。

1. 地域の裁量による弾力的な運用が可能な、川上から川下までの総合的な施策の充実・強化に向け、平成26年度で終了予定の「森林整備加速化・林業再生基金」の継続、またはこれに代わる恒久的な支援制度の創設について、平成26年度補正予算を含め早急に対策を講ずること。

2. 森林資源を積極的に活かし国産材の需要拡大に繋げるため、木質バイオマスのエネルギー利用や、国産材C L Tの利用拡大などの施策を推進すること。

御嶽山噴火災害を踏まえた 火山防災対策の強化について

9月27日、御嶽山の突然の噴火により、多くの尊い人命が失われました。噴火時の御嶽山の噴火警戒レベルは、「レベル1」の平常であり、これまでの火山防災対策の信頼を揺るがす事態と考えております。

日本には、火山噴火予知連絡会が選定した監視・観測体制の充実が必要な47の火山があり、北海道、東北地方には、その内、21火山があります。

これまで北海道、東北各県では、災害対策基本法や防災基本計画に基づき、火山防災協議会の設置や入山規制、避難計画の策定などの火山防災対策を着実に講じてきたところではありますが、今後、この度の御嶽山のような不測の事態で尊い人命が失われることがないように、万全な火山防災対策を実現するため、次のことを提案します。

1. いつどこでどのように起きるかわからない噴火による被害を最小限にするため、御嶽山の噴火に至る経緯について検証し、監視・観測体制の更なる充実、強化を図ること。また、火山研究の専門家が不足している現状を踏まえ、人材育成の充実を図ること。
2. 噴火警戒レベルが「レベル1」の平常で御嶽山が噴火した事実を踏まえ、気象庁が発表する火山情報のあり方について検証し、早急に改善を図ること。また、平常時の観光客・登山客等に対する、正確で、きめ細やかな情報提供体制の確立を図ること。

土砂災害対策の推進について

平成26年8月に発生した豪雨災害は、広島県をはじめ全国各地に甚大な被害を及ぼし、北海道・東北地域においても、北海道礼文町などで記録的な大雨に見舞われ、土砂災害により尊い人命が失われました。

被災地においては、地方公共団体相互の協力・連携を図りながら、被災者の救援・救助、二次災害の防止及び生活の再建に全力を尽くすとともに、復旧・復興について懸命に取り組んでいるところであります。

今回の災害を踏まえ、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を一層推進する必要があることから、土砂災害警戒区域等の早期指定に向けた国の更なる支援を強く求めるとともに、土砂災害の危険を解消するため、ハード整備の制度拡充について、次のとおり提言します。

1. 都道府県が実施する基礎調査に要する費用の3分の2を都道府県が一般財源で負担していることから、基礎調査の迅速化に向け、国による財政上の措置（基礎調査に係る国費率の嵩上げ、起債充当）を講じること。
2. 土砂災害防止施設の整備について、保全人家戸数や崖の高さ等、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するとともに、計画的な整備に必要な予算を確保すること。

整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地域が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、東日本大震災からの復興や持続可能である国土・地域の形成が最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的に繋がりの深い東北地域との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館北斗間の一日も早い開業と札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 工期短縮の実現に向けた幅広い観点からの建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減を図ること。
- (3) 開業時からの東京～新函館北斗間における3時間台の運行実現や時間帯区分案による高速走行の着実な実現と更なる増便及び抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現を早期に図ること。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうことのないよう十分留意すること。

2. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。

高速交通ネットワークの整備促進について

元気で豊かな地方を創生するためには、東京一極集中の国土構造を是正し、人材と産業を地方に分散させることが重要であり、そのためには基盤となる高速交通ネットワークを早期に形成することが必要であります。

また、東日本大震災を踏まえ、国土全体で代替性・補完性（リダンダンシー）を確保する国土強靱化の観点からも、広域的にバランスのとれた高速道路等の整備は不可欠であります。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催効果を東京のみならず広く地方に波及させるためにも、より一層の整備促進が求められています。

こうしたことから、地域経済を支える産業の振興や雇用の創出、交流人口の増加等による北海道・東北地方の活性化を進めるため、それらの基盤となる高速交通ネットワークを早期に整備されるよう提言します。

1. 人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、必要な予算を確保し、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消や、新幹線網の整備、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤となる高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

社会資本総合整備事業における 「雪国ゼロ国制度」の創設について

積雪寒冷地においては、積雪による施工期間の制約に加え、日照時間や除雪作業の影響により冬季の施工時間が減少することなどから、比較的天候が安定している第一四半期の工事を増やすことが重要となります。

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）は、地方自治体が社会資本整備の推進を図る上で大きな役割を担っていますが、予算内示から交付申請、交付決定の手続を経ると、工事契約は6月以降となることが多く、工事施工に最も適した時期を逸してしまうなど、効率的に施工する上での課題となっています。

このため、積雪寒冷地の実情を踏まえ、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業のゼロ国債と同様に、年度を跨いだ事業執行が可能となるように、雪国向けのゼロ国制度を新たに創設することが必要であるため、次のとおり提言します。

1. 「雪国ゼロ国制度」の創設

積雪寒冷地における社会資本整備を効率的に行うためには、雪解け直後の工事着工を促進することが重要であり、国土交通省の社会資本総合整備事業において、予算年度の前年度中に発注が可能となるように「雪国ゼロ国制度」を創設すること。

建設コストの高騰に対する支援について

東日本大震災からの復旧・復興に向けた関連工事が本格化している中、被災地はもとより、周辺地域においても建築資材や人件費の高騰によって建設費が大きく上昇しています。

このため、地方公共団体においては、医療・福祉施設や学校施設、文化施設等の整備に関し、入札が不調となるなど工事契約が締結できない事例が相次ぎ、事業の遅延や、事業の実施そのものが危ぶまれているなど深刻な状況にあります。

今後は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた施設整備が本格化していくことから、建設コストの更なる高騰が強く危惧されております。

こうしたことから、次のことについて提言します。

1. 医療・福祉施設の整備について、地域医療再生基金の積み増しや、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し及び配分基礎単価の上限引き上げなど、建設コストの高騰に対応した財政支援を継続・拡充すること。
2. 学校施設、文化施設等の整備について、工事費の実情に見合った補助単価の設定など、建設コストの高騰に対応した財政支援を継続・拡充すること。

燃料価格高騰対策について

中東などの情勢不安や為替動向などにより、燃料価格が高止まりしており、国民の生活や産業活動に様々な影響が出ております。

北海道・東北地域では、実際の取引において、燃料価格や材料費等の高騰分を製品価格などへ適正に転嫁することが難しい中小・小規模事業者が多くを占めており、経営を圧迫する大きな要因となっております。特に、農林漁業者及び運輸事業者等においては、燃料価格高騰の影響が大きく、経営に深刻な影響が生じております。

また、冬期の生活に灯油が欠かせない当地域において、その価格高騰は、住民の生活に大きな影響を与えるものです。特に、所得の少ない高齢者世帯や障がい者世帯等の生活への大きな影響も懸念されます。

こうしたことから、次のことについて提言します。

1. 産業活動や住民生活に大きな影響を与える燃料価格の安定化のための抜本的な対策を迅速に講じること。
2. 燃油や生産資材の価格変動に左右されない安定した農林水産業の経営確立に向け、低コスト化への取組みへの支援や、軽油引取税の課税免除の特例措置の継続など燃料価格高騰への更なる対策強化を図ること。
3. 燃料費負担が大きい運輸事業者における影響の緩和のため、地方自治体の収入減や震災復興の妨げとならないよう必要な措置を講じつつ、燃料関係諸税の負担軽減や、高速道路料金の負担軽減などの支援を拡充すること。
4. 所得の少ない高齢者世帯や障がい者世帯等を対象に地方自治体が灯油購入費の助成事業を講じる場合に、その財源について適切な措置を行うこと。

医師確保対策について

北海道・東北地方の医師数は、全国平均に比して少なく、医師の地域による偏在が極めて深刻な状況にあります。また、小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、更には地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

こうした中、国においては「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針について」（平成25年12月17日復興庁・文部科学省・厚生労働省）による特例措置が講じられ、東北地方に1校限定で医学部新設を認可する方針が示されたほか、地域の医師確保等の観点から、平成27年度医学部入学定員増が認められたところです。

しかし、当地方における医師不足の状況は依然深刻であることから、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、医師不足道県に更に配慮した根本的な対策を講ずることを提言します。

1. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするとともに、既設医学部の大幅定員増が可能となるよう規制緩和を図ること。

また、こうした医師養成数の増に伴う施設整備や指導教員の増に対する財政支援を拡充すること。

2. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

4. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実すること。

5. 総合診療医の養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合診療医が地域で育成され、地域に定着する仕組みの構築について必要な措置を講ずること。

6. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

7. 地域医療の安定的確保に向けた医師臨床研修制度の運用

平成 26 年 4 月に施行された臨床研修制度の見直しでは、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中を是正し、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を次回見直しに向け徐々に実施することとされた。しかし、臨床研修医の確保は、医師不足道県にとって喫緊の課題であることから、地方の医師不足の解消につながる定員配分を速やかに実施すること。

また、2 年以上研修医の受入実績のない臨床研修病院の指定取消しについては、医師不足道県の実情に配慮し、引き続き柔軟な対応とすること。

総合的な少子化対策及び 女性活躍支援の推進について

少子化の進行は、地方においては若年人口の減少による地域活力の低下や経済の停滞、社会保障負担の相対的増加など、すでに地域社会への深刻な影響が顕著になっています。

これらの解決には、結婚を望む人の希望が叶えられ、安心して出産・子育てができ、女性も男性も共に働き共に育むことができる社会の構築が必要であり、そのためには「結婚観・家庭観の醸成」「結婚支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍促進」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

国民一人ひとりの希望を実現させるため、政府においても地方と一体となった取組みを強力に推進していかれるよう、次のとおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望を叶えられる社会の構築に向け、政府広報を活用した結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える気運の醸成や、妊娠や出産等についての正しい知識の普及啓発等、未婚化・晩婚化対策について主体的な取組みを実施すること。
2. 若い世代に対して、家族の大切さや家庭を築くことにつながる結婚の意味などについて意識醸成が図れるよう、大学や高等学校等の教育の場において、結婚や子育て、地元で暮らすことなど自らのライフデザインを考える機会を提供すること。
3. 子どもを産み育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るため、大胆な優遇税制の導入や、子どもの医療費助成制度への支援、多子世帯に対する保育料軽減措置に係る同時入所要件の撤廃など、子育て世代の経済的負担の軽減を図ること。

4. フルタイム労働者とパートタイム労働者の格差解消など柔軟な働き方を実現するよう雇用制度を改革することや、企業経営者等の意識改革を進め、企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性の管理職登用、男性の育児参画のための特別な休暇の制度導入などを促進するとともに、マザーズジョブカフェの全国設置など女性のライフステージに応じた就業継続・再就業支援や、保育所等の整備や多様な保育サービスの充実に取り組むこと。

5. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍促進のための施策に対して、柔軟で継続的な財政支援を行うこと。

拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致問題については、平成 14 年に 5 名の拉致被害者が帰国し、その後、平成 16 年にそのご家族が帰国されて以降、新たな帰国者がいないまま 10 年もの歳月が経過いたしました。

このような状況の中、本年 7 月 1 日の日朝実務者協議を経て、北朝鮮は特別調査委員会を設置し、拉致被害者等の調査が行われていますが、最初の報告時期が遅れていることを強く懸念しております。

期間が 1 年とも言われている調査が進展し、拉致被害者等の帰国とご家族との再会が一刻も早く実現するよう、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、調査の実効性をしっかりと確保し、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現させること。
2. 北朝鮮との協議に当たっては、北朝鮮側のペースで進むことなく毅然とした姿勢を貫き、今後の制裁措置の見直しについては、調査の進捗状況など拉致問題の解決に向けた進展のないまま安易に解除しないこと。
3. 北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすことはもとより、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。
あわせて、拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。
4. 新たな帰国者が直面すると考えられる言葉や住居、医療・保健や生活相談、就職・就業の問題など様々な状況に適切な対応がなされるよう、必要な支援策の整備を進めること。